令和7年度 維持管理の状況 (廃棄物処理法第9条の3第6項)

岸和田市貝塚市クリーンセンター

○伽分した一般廢棄物の各日ごとの種類及び数量

甾位·+

	末物の百万 こ	この性規及い致主			平位・1
種類	月	1 号炉	2号炉	3 号炉	合計
	4月	1, 801. 15	4, 497. 44	1, 505. 03	7, 803. 62
	5月	0. 00	4, 710. 84	0.00	4, 710. 84
	6月	2, 664. 18	3, 764. 82	0.00	6, 429. 00
	7月	4, 489. 35	271. 34	0.00	4, 760. 69
	8月	4, 377. 18	4, 706. 76	0.00	9, 083. 94
可燃ごみ	9月	4, 399. 83	4, 699. 37	0.00	9, 099. 20
可然この	10月	339. 79	1, 941. 74	0.00	2, 281. 53
	11月				0. 00
	12月				0. 00
	1月				0. 00
	2月				0. 00
	3月				0.00

○燃煙会中の燃煙ガスの温度

当战 . ℃

し然焼至甲の燃焼ノ	ノヘい皿及				単位:し
測定を行った位置	月	1 号炉	2号炉	3 号炉	基準値※1
	4月	962	972	936	
	5月	_	976	1	
	6月	931	960	-	
	7月	898	906		
	8月	923	973		
焼却炉	9月	933	963		800℃以上
אב און אי	10月	927	959	Ì	000 CXI
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月	·	·		

備考:測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日 測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない 表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○集じん器に流入する燃焼ガスの温度

単位・℃

<u>し集しん器に流入</u> 9	の忽然ガスへ	ル 温及			単位:し
測定を行った位置	月	1 号炉	2号炉	3 号炉	基準値※1
	4月	173	173	173	
	5月	_	172	Ì	
	6月	178	171	Ì	
	7月	174	170		
	8月	174	177		
減温塔出口	9月	176	177	Ì	おおむね200℃以下
/队/血石山口	10月	176	173	Ì	83 83 6 142 200 CW I
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月		·		

備考:測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日 測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない 表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

単位	:	p	10	r
----	---	---	----	---

〇煙突から排出され	ιる排ガス中の	の一酸化炭素の濃度(酸素)	農度12%換算値)		単位:ppm
測定を行った位置	月	1 号炉	2号炉	3 号炉	基準値※1
	4月	0	0	0	
	5月		0		
	6月	0	0	_	
	7月	0	0		
	8月	0	0		
煙突	9月	0	0	_	100ppm以下
性大	10月	0	0	_	Тоорршид
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
Mt de void a 64 M a	3月				

備考:測定の結果の得られた年月日は、当該月の翌月の1日 測定の結果は、連続測定における日平均の月平均であり、炉の立上げ、立下げ、停止日は含まない 表中の「-」は当該月の運転が炉の停止、立上げ、立下げのみの場合を示す

○冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

		にたい情じたはいじんのかム
除去位置	置	除去年月日(焼却炉停止中)
冷却設備及び	1 号炉	10月7日~8日
排ガス処理設備	2 号炉	7月9日~15日・10月20日~21日
併りへ処理設備	3 号炉	4月21日∼24日

備考: 焼却炉運転中の冷却設備(過熱器)については、スートブローで周期的に除去 焼却炉運転中の排ガス処理設備(バグフィルタ)については、エアーパルスで周期的に除去

※1:廃棄物処理法施行規則第4条の5に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

			のダイオキシン類の濃度			単位:ng-TEQ/㎡N
I	排ガスを採取し	した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※2
ſ		1 号炉	令和7年9月29日	令和7年10月27日	0. 000038	
	煙突	2 号炉	令和7年5月27日	令和7年6月24日	0. 00063	0. 1ng−TEQ/m³N
		3 号炉]

〇煙突から排出される排ガス中の硫黄酸化物排出量排ガスを採取した位置採取した年月日令和7年6月27日令和7年9月29日 単位:㎡N/h 法規制値※3 結果の得られた年月日 令和7年7月11日 令和7年10月17日 測定の結果 24. 9m³N/h 0.0054 24. 6m³N/h 1号炉 24. 7m³N/h 24. 5m³N/h 23. 8m³N/h 令和7年5月27日 令和7年8月22日 令和7年9月30日 令和7年6月19日 令和7年9月12日 令和7年10月17日 0.0093 2号炉 0. 0032 0. 0048 煙突 3号炉

○煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度(酸素濃度12%換算値)					単位:g/m³N
排ガスを採取し	した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※4
		令和7年6月27日	令和7年7月11日	<0.0007	(自主基準)
	1 号炉	令和7年9月29日	令和7年10月17日	<0.0007	
	1 75 %				
		令和7年5月27日	令和7年6月19日	<0.0007	
煙突	2 号炉	令和7年8月22日	令和7年9月12日	<0.0007	0.04g/m³N
性大		令和7年9月30日	令和7年10月17日	<0.0007	(0.01g/m³N)
					(0.01g/111N)
	3 号炉				

〇煙突から排出され	単位:mg/m³N				
排ガスを採取	した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※5
		令和7年6月27日	令和7年7月11日	<0.7 (<0.7ppm)	(自主基準)
	1 号炉	令和7年9月29日	令和7年10月17日	<0.7 (<0.7ppm)	
	1,2%				
		令和7年5月27日	令和7年6月19日	<1 (<0.7ppm)	
煙突	2 号炉	令和7年8月22日	令和7年9月12日	<1 (<1ppm)	700mg/m³N
性大		令和7年9月30日	令和7年10月17日	<1 (<0.7ppm)	(15ppm)
					(Toppiii)
	3 号炉				
		,	,	,	

〇煙突から排出される排ガス中の窒素酸化物濃度(酸素濃度12%換算値)					単位:ppm
排ガスを採取し	した位置	採取した年月日	結果の得られた年月日	測定の結果	法規制値※6
		令和7年6月27日	令和7年7月11日	10	(自主基準)
	1 号炉	令和7年9月29日	令和7年10月17日	21	
	י ארי				
		令和7年5月27日	令和7年6月19日	22	
煙突	2 号炉	令和7年8月22日	令和7年9月12日	20	250ppm
在 天		令和7年9月30日	令和7年10月17日	20	(30ppm)
					(ооррыі)
	3 号炉				

備考: ng (ナノグラム) …10億分の 1 グラム TEO… 毒性等量と言い、ダイオキシン類には異性体 (構造が異なるもの) が多く存在し、それぞれ毒性の強さが異なる。 ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ダイオキシンの毒性を 1 として、それぞれの 異性体の毒性を2, 3, 7, 8-TeCDDに換算して合計したもの。 mN (ノルマル立法メートル) …摂氏0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積 ppm…濃度や割合を示す単位で、100万分の 1 を表す。

※2:ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2に規定する排出基準 ※3:大気汚染防止法施行規則第7条に規定する排出基準 硫黄酸化物の排出基準は、煙突の高さに応じて許容排出量を定めるK値規制方式であり、測定時の排ガスの流量、流速、 温度の実測値により算出されるため、一定の値をとらない。 ※4:大気汚染防止法施行規則第4条に規定する排出基準 ※5:大気汚染防止法施行規則第5条第1号に規定する排出基準 ※6:大気汚染防止法施行規則第5条第2号に規定する排出基準